

保護者の皆様

関岡小学校保健だより 平成28年2月25日
関岡小学校長 菅野輝義

いのち ~いきいき・のびのび・ちからいっぱい~

インフルエンザの予防を徹底しましょう

本校でもインフルエンザに罹患した児童が発現しました。

町内や郡内でも出席停止者がみられています。例年よりも流行が遅れていることや、花粉症の流行シーズンとインフルエンザの流行が重なっていることから、より一層の予防対策が必要とみられています。

予防対策を行い、万が一、り患の兆候が見られたら、無理して登校せず、医療機関を受診するようにしてください。

インフルエンザは、その他の風邪とは違い、その流行拡大の様子はすさまじいものがあります。その為、**インフルエンザに罹った場合は出席停止**(学校保健安全法施行規則)となりますので、主治医の先生の指示に従い、十分に休養してから登校してください。

また、流行の時期に入りましたので、登校前の健康チェックは念入りに行ってください。普段と異なりおかしいなと感じたら、**必ず検温を行い、発熱していないことを確認**してください。

インフルエンザの予防対策

- ①外出後の手洗い・うがい等
- ②適度な湿度の保持
- ③十分な休養とバランスのとれた栄養摂取
- ④人混みや繁華街への外出を控える

登校前の健康チェック

- 頭痛がひどい
- 体全体がだるい
- 喉がひどく痛み、咳がでている
- 関節が痛む

このような症状がある場合は、必ず検温してください。



インフルエンザはかぜの原因となるウイルスよりも感染力が強いため、症状が軽くなり熱が下がってもウイルスは体内でつくられており、ほかの人に感染させる危険性があります。そのため、『**発症後5日を経過し、加えて熱が下がってから2日を過ぎるまで**』は登校できません。感染症にかかった場合、【**登校許可証**】を配付いたします。方法としては、兄弟・姉妹がいる場合には兄弟・姉妹を通して配付します。兄弟・姉妹がいない場合は保護者の方に学校へ取りに来ていただくようになります。ご協力よろしくお願いいたします。

インフルエンザによる出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間

(平成24年4月 学校保健安全法改正)

『**発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで**』

早見表	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過し、 かつ解熱したのち2日			
発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	出席停止			登校 可能
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	出席停止			登校 可能
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席停止			登校 可能
発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席停止		登校 可能
発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

お医者さんにかかったときに「インフルエンザですね」といわれ、学校をお休みしたときは、『欠席』ではなく『出席停止(自分の病気を治すためと友だちに病気をうつさないために休むこと)』となります。出席停止期間中は、しっかりおうちで休みましょう。

児童のみなさんへ

関岡小学校でもインフルエンザが流行し始めました。

学校でのうがいや手洗いをこまめに行うことはもちろんですが、家に帰ってからのうがいや手洗いも忘れずに行いましょう。

みなさんが進んでうがいや手洗いをすることで、家族にもかぜやインフルエンザ予防を呼びかけましょう。